

令和4年度
千葉県青少年相談員基本研修会

千葉県青少年相談員制度について



千葉県環境生活部県民生活課
子ども・若者育成支援室

説明の流れ

はじめに

1 青少年相談員制度設立の経緯

2 第21期青少年相談員

3 青少年相談員の任務について

4 青少年相談員の役割について

5 青少年相談員の活動について

おわりに

千葉県青少年相談員制度について

「千葉県青少年相談員設置要綱 1. 趣旨（21ページ）」

趣 旨

明るい未来の建設は、青少年の健全なエネルギーに期待しなければならない。青少年期は、将来、社会において重要な役割を果たすための準備期であり、人間形成にとって大切な時期であるので、家庭・学校・地域社会での適切な対応が望まれる。

このためには、社会共同の連帯意識のもとで県民すべてが、あらゆる機会、あらゆる場面で育成活動にあたる必要があるので、青少年と真に一体となり、共に喜び、共に語り、共に行動する青少年相談員を設け、その地域での育成活動の積極的な推進を図り、青少年の健全育成に資するものとする。

千葉県青少年相談員制度

全国でも類を見ない

昭和38年10月発足

第21期 60周年



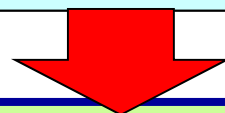
1 千葉県青少年相談員制度設立の経緯

問題青少年対策

社会環境の複雑化

低い組織率

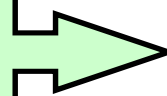
- ・ 青少年の健全育成を担う組織の必要性
- ・ 「地域ぐるみ」で青少年を育てることの重要性



昭和38年10月

千葉県青少年相談員制度発足

社会や時代の変化にともない
期が変わることに制度の見直し



今年度…第21期千葉県青少年相談員

2 第21期青少年相談員

活動の対象者 → おおむね小学生から18歳まで

活動区域

→ 小学校区域

県・地区・市町村連協
事業への協力

任期

→ 3 年 間

第21期
令和7年3月31日まで

人数

→ 4, 0 5 9 人

おおむね 1 小学校区
5 人

委 嘱

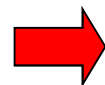
→ 市町村長の推薦により知事が委嘱

市町村長も委嘱

青少年相談員設置要綱の改正（平成28年4月～）

⇒ 委嘱年令が20歳以上55歳以下に

身分



特別職の非常勤地方公務員

青少年相談員**本人**が
活動中に
けがをしてしまった場合



公務災害対象

認定時期：年2回

青少年相談員が
活動中に
**けがをさせてしまったり
物をこわしてしまったり
した場合**



賠償責任保険
加入

1事故補填金限度額1億円
免責（自己負担額）なし

年度計画の中に予定されている活動が原則

公務員として注意すること

- 知りえた情報は第三者に漏らさない
- 政治活動
- 法令遵守
 - 飲酒運転厳禁
 - 誤解を招く発言等
- 信頼される青少年相談員へ



3 青少年相談員の任務について

「千葉県青少年相談員設置要綱 3. 任務（22ページ）」

- ア スポーツ、野外活動等を通じた体験学習等の促進を図る。
- イ 地域住民の青少年の健全育成に対する理解を深め、その啓発を図る。
- ウ 青少年が心身共に健やかに育成されるように社会環境浄化の推進を図る。
- エ 青少年の相談に応じ、助言指導に当たる。
- オ 各種青少年団体との連携、強化を図る。
- カ その他上記に附帯する事業

4 青少年相談員の役割について

「第21期千葉県青少年相談員手帳（1ページ）」

- 青少年総合対策推進の担い手
- 青少年の話し相手
- 青少年の人生の先輩
- 青少年及び環境の実態把握者
- 青少年関係者のよき協力者
- 地域の青少年活動の指導者

第21期千葉県青少年相談員 のあり方に関する 検討報告・提言



基本方針

「子どもたちの笑顔の創出」

○地域の青少年健全育成の
リーダーとしての自覚をもつ

○青少年を見守り、ふれあう
⇒青少年の健全育成を推進する

活動の方向性～三つの柱～

○青少年相談員活動の充実

（つながり・変化・地域性）

○相談員としての資質の向上

○相談員活動の啓発



青少年相談員活動の充実

- 縦のつながり・横のつながり
（市町村内・他市町村・他機関
及び他団体）
- 変化に対応
- 地域の特色を生かして



相談員としての資質向上

○自分の目標をもって

○たずねる力を

○必要な研修を



相談員活動の啓発

○みんなに知ってもらおう

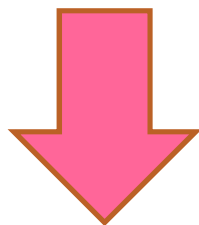
○わかりやすい呼びかけを

○誰が？

⇒主体は私たち相談員です。●

最後に

**「今までどおり」からの脱却
みんなで知恵を出し合う**



**すべては
子どもたちの笑顔のために！**

5 青少年相談員の活動について

1. 個々の活動

- (1) 青少年の状況や地域環境の把握
- (2) 青少年や保護者等への相談

2. 学区活動（地域での活動）

- (1) 青少年活動の促進
- (2) 社会環境の浄化と育成環境の整備
- (3) 健康づくり、体力づくりの促進
- (4) 健全な家庭づくり
- (5) 青少年の非行防止



3. 青少年相談員連絡協議会の活動



◇最後に…新しく相談員になられた方に

★今までとは違った視点で

- 自分たちの住む地域を
もう一度**みつめ**なおしてください。
- 子どもたちをよく**みて**ください。

青少年相談員活動に
新たな風を♪